

認知症は早期発見・早期対応が大切です！ 「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター内に配置しています

岡津山市地域包括支援センター(市役所1階) ☎23-1004

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族に早期から関わり支援する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター内に配置しています。

詳しくは、お問い合わせください。

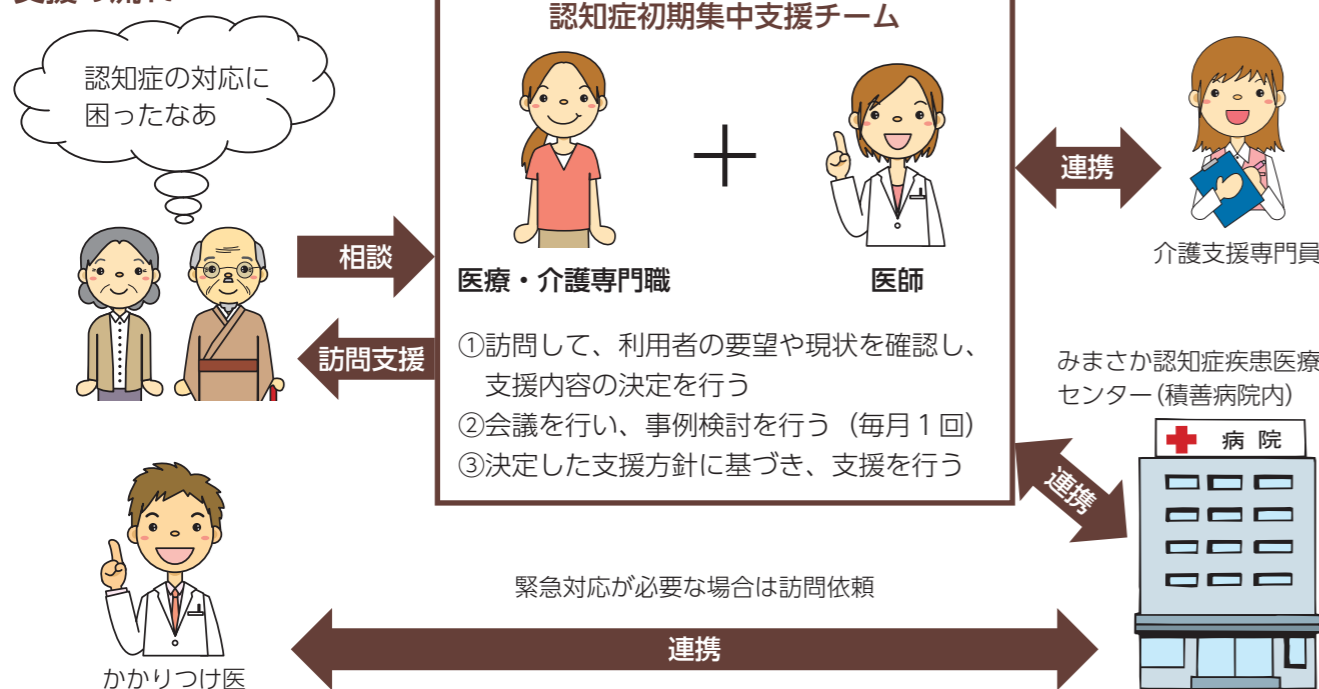
「認知症初期集中支援チーム」の活動内容

認知症またはその疑いのある人やその家族を訪問して、本人や家族から話を聞き、必要に応じて認知症に関する情報の提供や医療機関の受診、介護保険サービスを利用することの効果の説明、心理的サポートや助言などを行います。

対象 市内に住民票を有し、自宅で生活している40歳以上の認知症が疑われる人や認知症の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ①認知症の診断を受けていない
- ②継続的な医療を受けていない
- ③介護保険サービスを受けていない、または中断している
- ④認知症の症状が強いため、対応に困っている

支援の流れ



「知っておきたい！認知症」講座

9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせて、認知症への理解を深めるため、啓発講座を開催します。講座ごとの参加も可能です。ぜひ、ご参加ください。

日程 9月21日(水)

時間・内容 ①午前10時30分～正午＝認知症サポーター養成講座、②午後1時～2時30分＝認知症予防講座(認知症ストップ作戦！)、③午後2時45分～4時＝認知症に関する相談コーナー

ところ 津山市総合福祉会館3階中会議室

対象 認知症に関心のある人ならどなたでも

定員 50人 **料金** 認知症サポーター養成講座のみ100円要(資料代)

締め切り 9月14日(水)

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

2つの給付金を支給します

岡臨時福祉給付金対策室(市役所2階) ☎32-7004

消費税率の引き上げの影響などを考慮し、所得の少ない人や障害・遺族年金受給者を対象に給付金を支給します。

平成28年度 臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和するための給付金です。

対象 次のすべてに当てはまる人

- ①平成28年1月1日現在、津山市に住民票がある
- ②平成28年度分市町村民税(均等割)が課税されていない
- ③市町村民税が課税されている人に扶養されていない
- ④生活保護制度の被保護者となっていない

支給額 支給対象者1人につき3,000円

障害・遺族年金 受給者向け給付金

所得の少ない年金受給者を支援するための給付金です。

対象 左記の「平成28年度臨時福祉給付金」の対象に当てはまる人の中で、次のいずれかに該当する人

- ①障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している
- ②昭和61年3月以前に受給権の発生した障害等級が1級または2級の障害年金を受給している

※平成28年度中に65歳以上となった人に支給される「高齢者向け給付金(30,000円)」の支給を受けた人は除く

支給額 支給対象者1人につき30,000円

申請書送付時期 8月下旬以降(対象と思われる人に、申請書を郵送します)

申請期間 平成28年9月1日(木)～12月1日(木)

※申請期間を過ぎると、受け付けができなくなりますのでご注意ください

申請方法 申請書に必要事項を記入し、添付書類を同封して臨時福祉給付金対策室へ郵送、または直接提出する

※9月1日(木)～9日(金)(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)までの期間は、市役所2階大会議室で受け付けします。また、9月3日(土)・4日(日)(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)に限り、土日の受け付けを行います

支給開始予定時期 平成28年10月中旬頃から(予定)

※申請から支給まで、日数を要することがあります

※詳しくは、お問い合わせください



質問(Q&A)

Q 市町村民税が課税されているか、どうすればわかりますか？

A 給与支給明細書の市町村民税の項目に課税額が記載されている場合や介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で6段階以上となっている場合は課税されています

参考(市町村民税が課税されない所得水準の目安(津山市の場合における非課税限度額))

区分	非課税限度額 (給与収入のみの場合)	区分	非課税限度額 (年金収入のみの場合)	
単身	93万円	単身	65歳以上	148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満	98万円
夫婦、扶養1人	168.3万円	夫婦	65歳以上	192.8万円
夫婦、扶養2人	209.9万円		65歳未満	147万円

Q 2つの給付金の対象に該当する場合は、2つとも給付されますか？

A どちらの要件にも当てはまる場合は、両方とも受け取ることができます

Q 直接提出したいのですが、何時まで受け付けていますか？

A 平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています